

平成16年12月13日

所得税制における所得区分と課税方式のあり方について

- 平成16年度諮問に対する答申 -

日本税理士会連合会
税制審議会

税制審議会委員名簿

本答申の審議に参加した特別委員及び専門委員は次のとおりである。

〔 特 別 委 員 〕

(会 長)金 子 宏

(会長代理)杉 山 学

海老原 正

久保田 政 一

近 藤 新太郎

品 川 芳 宣

首 藤 重 幸

田 近 栄 治

玉 置 和 宏

坪 田 秀 治

中 里 実

橋 本 一 美

松 田 英 三

水 野 忠 恒

柳 島 佑 吉

山 田 二 郎

若 林 勝 三

〔 専 門 委 員 〕

(専門委員長)小 池 正 明

(同副委員長)池 淳 一

岩 下 忠 吾

上 西 左大信

杉 田 宗 久

山 田 俊 一

目 次

まえがき	1
所得区分と所得税の種類	1
1 所得の分類と税制の沿革	1
2 所得の種類と担税力	1
3 総合課税制度と所得区分	2
4 分離課税制度と所得区分	2
所得区分の問題点とあり方	3
1 所得区分の問題点	3
2 所得区分の見直しの視点	3
3 所得区分のあり方	4
課税方式のあり方	7
1 各種所得と課税方式	7
2 損益通算と損失の繰越控除	8
おわりに	9

まえがき

当審議会は、平成 16 年 5 月 20 日付日連 16 第 194 号をもって諮問のあった「所得税制における所得区分と課税方式のあり方について」の審議に当たり、個人所得課税はその機能からみて総合課税方式が最も望ましい税制であるとの認識の下に、所得区分の意義及び現在の社会経済情勢に即した所得区分のあり方について検討を行った。

現行所得税法における所得区分は、沿革的にみれば昭和 15 年に採用された分類所得税制が基礎となっていると考えられるが、当時の社会経済の構造と今日のそれとは明らかに異なっている。このため、現行の所得区分は、近年の雇用形態や所得の稼得形態の著しい多様化に対応していないのではないかというのが当審議会の問題意識である。

本答申は、総会 6 回、専門委員会 7 回を開催して検討した結果をとりまとめたものである。

所得区分と所得税の種類

1 所得の分類と税制の沿革

現行の所得税法は、利子所得、配当所得、不動産所得など 10 種類の所得区分を設けており、これらの各種所得の金額を合計して課税標準とする総合所得税制を基本としている。このような総合所得税制は、その仕組みからみて、所得の量の面から納税者の担税力を計るものである。

これに対し、所得の金額は同じであっても、その性質や種類によって担税力は異なるという考えがある。いわゆる資産性所得は担税力が強いのに対し、勤労性所得は担税力が弱いという見方があるが、これは、所得の量ではなく、その性質や種類からみた担税力の捉え方である。このような担税力の違いを税制に反映させる課税方式がいわゆる分類所得税であり、わが国では、昭和 15 年の税制改正において分類所得税制と総合所得税制の併用方式が採用されている。当時の税制は、所得の性質や種類に応じて控除や税率が異なる分類所得税と各種所得金額の合計額が一定金額を超える場合にはその超える部分に累進税率を適用する総合所得税とのいわば二本立税制であった。

このうち分類所得税は、いわゆる所得源泉説による制限的所得概念に基づくものであり、所得の分類は、所得の性質や種類に応じた課税を目的とするとともに、課税対象となる所得の範囲を制限的に明示する機能も有していたとみることができる。

このような税制は、昭和 22 年の税制改正及びシャープ勧告に基づく昭和 25 年の税制改正において抜本的な見直しが行われ、分類所得税制が廃止され総合所得税制に一本化されて今日に至っている。

こうした沿革や税制改正の経緯をみると、現行所得税法における所得区分は、分類所得税制の名残とみることのできるものであるが、包括的所得概念に基づく総合所得税制の下においても担税力の違いを考慮した適切な課税を行うために所得を分類する必要があると考えられる。

2 所得の種類と担税力

所得の源泉を問わず、すべての所得を課税に取り込むいわゆる包括的所得概念に基づくと考えられるわが国の所得税においては、反復的・継続的に生じる経常的な所得はもちろんのこと、一

時的・偶発的に生じる非経常的な所得であっても課税所得を構成することになる。この点は、課税所得の再投資によって得られた所得であっても他の所得と変わることはない。

しかしながら、所得の発生原因や稼得形態によっては、それぞれの所得間でいわゆる担税力に差異があると考えられる。この点に関し、所得の種類や性質にかかわらず、同額の所得には同額の税負担を求めるべきであるという考え方もあるが、労務の提供による所得と資産の運用や投資から生ずる所得との間には自ずから担税力に差異があるという見方が多い。

また、労務の提供による所得という面では同じであっても、反復的・継続的に得られる所得と長期間の労務提供の結果として実現した所得との間には、課税上の差異を設けるべきであるという考え方がある。これは、退職所得のように長期間の労務提供の結果として得られた所得は、定期的に得られる給与所得とは所得の発生形態が異なるため、累進税率の下で、何らかの課税上の平準化措置が必要であるという考え方である。また、譲渡所得もこれと同様である。長期間の資産の保有の結果として一時に生じた所得であることからみると、累進税率の適用を緩和するための平準化措置が必要である。

3 総合課税制度と所得区分

総合課税制においては、各種の所得について総合課税に取り込む前段階としてそれぞれの所得の金額を算定する必要があるが、収入金額からその収入を得るための必要経費を控除してすべての所得金額を計算し、それを合計した金額を課税標準として超過累進税率を適用するのであれば、ある所得がいずれの所得区分となるかはそれほど大きな問題ではない。

しかしながら、所得の性質やその稼得形態の違いによって担税力が異なると考えられることから、現行の所得税法においては、所得の種類ごとに異なる所得金額の計算方法が定められている。また、総合課税方式を原則としながら、総合課税の税率とは異なる税率による多くの分離課税制度が採用されている。さらに、特別控除制度や2分の1課税方式が適用される所得があるとともに、所得によっては損益通算の対象になるものとならないものがある。

このような税制の仕組みにおいては、ある所得がいずれの所得区分に属するかは納税者に直接的な利害が生じることになる。また、制度の設計によっては所得区分の違いを利用した不当な税負担の回避行為を誘発するなど、課税の公平が害されるおそれがある。したがって、総合課税制度の下における所得の区分は、所得の種類と性質に応じた適切な課税が実現できるとともに、いわゆる租税裁定の余地のないものでなければならない。

4 分離課税制度と所得区分

すべての所得を合算し、統一的な超過累進税率を適用する総合課税方式は、租税負担の公平を維持するとともに、所得税の基本的な機能である所得の再分配とビルト・イン・スタビライザー（自動景気調整機能）を期待する観点からは、最も望ましい所得税制であると考えられる。

しかしながら、税制は経済事情に応じた政策的な要請に応えなければならないこと、所得の種類によってはその把握が困難な場合が少なくないこと、納税者及び税務当局の事務負担等に配慮した執行上の便宜を考慮しなければならないこと、などを勘案すれば、総合課税制によることを原則としながらも、一定範囲の所得については分離課税制度の適用も容認せざるを得ないと考えられる。

このため、どのような所得に分離課税制度を適用することが適切であるかという問題が生じることとなるが、その適用範囲を適切に設定するためにも所得区分のあり方が重要な問題となる。

所得区分の問題点とあり方

1 所得区分の問題点

現行所得税法は10種類の所得区分の規定を置いているが、その区分の基準や考え方は必ずしも一様ではなく、明確な指標はない。

例えば、利子所得と配当所得の区分は、預貯金又は株式という所得の基因となった資産の種類によって区分される。したがって、給与所得者の有する預貯金から生じた利子も事業所得者の事業用の預貯金から生じた利子も同様に利子所得とされる。

これに対し、事業所得と事業に類似した雑所得の区分についてみると、所得の基因となる取引行為が反復・継続して行われ、事業的規模を有する場合は事業所得とされるが、そうでなければ雑所得に区分される。これは、所得の基因となる資産の種類による区分ではなく、取引の形態又は規模に着目した区分である。

また、不動産所得と事業所得については、不動産の貸付けが事業的規模で行われていても、その所得は事業所得ではなく不動産所得に区分されるのであるが、これは、事業の規模ではなく、その所得発生の基因を不動産という資産に求めるものか、それとも労務又は役務の提供に求めるものかの相違である。

このように現行の所得区分には明確な指標がなく、考え方も一様でないため、税制として分かりにくいという問題点があるほか、一時所得及び長期譲渡所得における特別控除制度や2分の1課税制度の適用、分離課税制度の導入、源泉徴収の有無、損益通算の可否などとの関係において、実務上の問題や執行上の混乱が少なくない。

退職金相当額を給与に加算して支給した場合の給与所得と退職所得の区分の問題やいわゆるストック・オプションの行使利益の所得区分の判定などが典型的な例であるが、とりわけ金融資産から生じる所得については問題が多い。投資による所得という意味では同様の性質を有しながら、利子所得、配当所得、株式譲渡所得などに区分され、いずれの所得区分に属するかにより課税方法が異なることとなる。また、養老保険など一時所得とされるもの、割引債の償還差益、外貨建て商品の為替差益、個人年金保険など雑所得に区分されるもの、さらに公社債の譲渡益のように非課税とされているものなど極めて煩雑であり、金融商品の間で課税の中立性が維持されていないという問題がある。

2 所得区分の見直しの視点

上記のような問題点をみると、現行の所得区分については相当程度の見直しが必要であると考えられる。その際に重要なことは、所得の種類及び性質に応じた的確な税負担を求めるという視点であるが、具体的には、所得の性質や所得金額の計算方法が同一であるかどうか、累進税率の適用を緩和すべきかどうかなど、できる限り客観的かつ明確な基準によるべきである。

所得の種類にかかわらず、収入金額から実額による必要経費の額を控除して所得金額の計算を

行うことが原則である。勤労性所得であるか資産性所得であるかを問わず、各種所得の金額をすべて実額による必要経費控除を行って算定するのであれば、累進税率の適用を緩和すべき所得であるかどうかという点を中心として所得区分を設定することができる。したがって、この場合には所得区分の簡素化が相当程度に可能となる。

しかしながら、現行の所得税法には、給与所得控除や公的年金等控除など概算的な控除制度が設けられている。このため、これらの控除制度を維持する限りは、実額による必要経費控除を適用する所得との間での区分が必要になる。このように、所得区分の見直しに際しては、必要経費の控除方法など所得金額の算定方法との関係にも留意する必要がある。

3 所得区分のあり方

(1) 退職所得について

勤労性所得について給与所得と退職所得を比較すると、前者は経常的な所得であるのに対し、後者は給与の後払いとしての性格を有する臨時的・非経常的な所得であるという違いがある。ただし、近年における企業の賃金の支給形態をみると、退職金相当額を給与に上乘せするケースもみられる。このため、給与所得と退職所得を区分することは適切ではなく、両者を統合した一の所得区分として課税する方法も考えられる。

しかしながら、退職金を一時金として支給している企業が依然として多く、この場合の退職金について累進税率の適用による税負担を緩和することが適当であるとすれば、給与所得と退職所得の区分は存置せざるを得ないこととなる。また、現行では給与所得控除額と退職所得控除額に違いがあるが、これらの控除制度を維持する場合も同様である。

なお、当審議会は、退職所得に対する課税方法について、就労形態や勤続年数に対する中立性を維持する観点から、退職所得控除額は、就労期間にかかわらず勤続年数1年当たりの金額を一定額とすべきであること、また、現行の2分の1課税制度を廃止して勤続年数をNとしたいわゆる「N分N乗方式」を採用することが適当であるとしたところである（平成14年度諮問に対する答申）。

(2) 給与所得について

近年、いわゆるフリーターといわれる短期的・流動的な就業形態が増加し、また、在宅勤務が行われるなど、雇用形態が多様化している。このため、労務提供の対価としての所得について、給与所得であるのか事業所得とみるべきかの判別が困難な場合がある。このため、所得区分のあり方を考える場合に雇用形態の変化についても考慮する必要がある。

給与所得については、勤労性所得という面では事業所得と同様の性質を有することから、課税上も両者を同一に取り扱うべきであるという考え方がある。この点に関し、当審議会は、給与所得に係る現行の給与所得控除制度を見直し、事業所得など他の所得と同様に、原則として収入金額から実額による必要経費控除を行って所得金額を算定するとともに、給与所得者自身による確定申告制度に移行することが適当である旨を提言している（平成13年度諮問に対する答申）。

給与所得に対する課税方法が見直され、必要経費の控除方式や税額の確定方式が事業所得と一致した場合には、両者について所得区分を別にする意味は相対的に薄れることとなる。

この点について、給与所得と事業所得とは、前者が雇用契約に基づいて使用者に従属して提

供した労務の対価であるのに対し、後者は自己の危険と計算に基づく独立性と営利性を有する所得であるという違いがある。このような観点からは、給与所得の担税力は相対的にみて弱く、事業所得とは区分して課税する現行制度を維持することが適当であるという意見があった。

(3) 不動産所得・事業所得について

不動産所得には、事業的規模で行う不動産の貸付けによる所得と事業と称するに至らない程度の不動産の貸付けによる所得の双方が含まれるのであるが、資産損失など「事業」と「業務」との間には必要経費の取扱いに差異がある。

しかしながら、不動産の貸付けによる所得であっても、独立性と営利性を有するという点では不動産所得と事業所得とは同質であり、また、収入金額から実額による必要経費を控除して所得金額を算定するという点でも不動産所得と事業所得との間に差異はない。

このような所得の性質からみて、また、かつての資産合算制度が廃止された経緯からみても、両者の所得区分を別にする実益はほとんど失われたものと考えられる。したがって、必要経費に関する規定を整備した上で、事業所得と不動産所得を「事業等所得」として統合し、一の所得区分とすべきである。

なお、事業所得と事業に類似した行為から生ずる雑所得の区分についてもこれと同様の問題が含まれている。前述したように同様の取引行為から生じる所得であっても、事業所得とされる場合と雑所得に区分される場合があるが、同じ性質を有する所得について、規模の違いという不明確な基準によって所得区分を別にすることは適当ではない。

(4) 年金所得について

年金所得には、公的年金に係るものと個人年金保険などの私的年金に係るものがあり、現行ではいずれも雑所得に区分されている。

このうち公的年金は、保険料の全額が拠出段階で所得控除の対象とされているが、その拠出は拠出者本人の貯蓄ではなく、その仕組みからみると世代間扶助の機能を有している。したがって、その給付は資産性所得とはいえず、また、勤労性所得とみることもできないなど、他の所得とは性質が異なっている。

このような点からみて、また、公的年金の受給者と受給額が今後とも増大していくことに鑑みれば、新たな所得区分として「公的年金所得」を設置することが望ましい。

なお、個人年金保険などのいわゆる私的年金に係る所得は、所得者本人の保険料の払込みの結果として実現するものであり、一種の金融資産性所得とみるべきものである。したがって、金融資産から生じる所得として課税することが適当である。

(5) 金融所得について

金融資産の種類としては、これまで預貯金、債券、株式などが一般的なものであったが、金融取引の自由化を背景として、デリバティブを利用した仕組債の発行が増大し、また、金融資産以外の資産の証券化が行われるなど、種類と取引形態の多様化が著しい。

金融資産から生じる所得は、その種類に応じて利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得に区分され、また、非課税とされるものがあることは前述のとおりである。このような取扱いは、金融商品間の課税の中立性を阻害するとともに、所得区分の判定に際しての実務上の混乱も指摘されている。また、所得区分ごとの所得計算方法や課税方式の違いを利用した不当な税負担の回避行為が生じるおそれがある。

このような現状と課税上の問題を考慮すれば、金融資産から生じる所得については、その種類を問わず、所得金額の計算方法を見直した上で統一的な課税の取扱いとすることが望ましい。

その際の具体的方法として、新たに「金融所得」という所得区分を設けることが考えられるが、この場合には「金融所得」の概念や範囲をどのように規定するかという問題がある。また、新たな所得区分を設けるに際して、金融資産から生じるすべての所得について、所得金額の計算方法を統一すべきかどうかという問題がある。このほか、利子所得のように大量かつ日常的に発生する所得については、どのように捕捉するかという執行上の問題があり、配当所得については、法人課税との二重課税の調整の問題がある。また、金融所得のうちには、その実現時期の選択が困難なもの、株式の譲渡所得などのように、その実現時期を任意に操作できるものがある。これらの問題に関し、金融資産から生じる所得にはさまざまなものがあり、そのすべてについて「金融所得」として同一の区分を設けて課税することは、実際問題として困難であるという指摘があった。

こうした点を勘案すると、金融資産から生じる所得の課税については、将来的には「金融所得」という新たな所得区分の設定を検討することとし、当面の措置としては、現行の所得区分を存置し、金融資産から生じる所得を一体的にとらえ、これらの間において損益通算を行った上で、その適用税率を一律とし、他の所得と分離して課税する方法によることが現実的である。

(6) 譲渡所得について

資産性所得のうち資産の譲渡による所得は、資産の種類により土地等の譲渡所得、株式等の譲渡所得及びその他の資産の譲渡所得の3つに分けることができる。

これらの譲渡所得について、現行どおり「譲渡所得」として区分することで差し支えないが、土地等と株式等は資産の性質や保有目的が異なることからみて、一律の課税方式を適用することは適当とはいえない。とりわけ土地等の譲渡課税は、わが国の場合、宅地の供給や土地の高度利用などを目的とした税制以外の土地政策との関連を有している。したがって、政策的な観点から他の所得と分離して課税することが適当である。なお、課税に際しては、後述のとおり譲渡した土地等の保有期間に応ずる「N分N乗方式」によって課税の平準化を図ることが望ましい。

土地等及び株式等以外の資産の譲渡所得は、現行ではその保有期間について5年を基準として短期譲渡所得と長期譲渡所得に区分し、50万円の特別控除を適用し、後者については2分の1課税制度が適用されている。譲渡所得の課税に当たっては、担税力の観点から課税の平準化を図る必要はあるものの、長期譲渡所得の2分の1課税制度は平準化措置として必ずしも適当とはいえない。したがって、短期譲渡所得と長期譲渡所得の区分を廃止した上で、いわゆる「N分N乗方式」によることが望ましい。

なお、株式等の譲渡所得については、前述した金融資産に係る所得の統一的な課税に取り込むことが適当である。

(7) 一時所得・雑所得について

一時所得は、利子、配当、不動産、事業、給与、退職、山林及び譲渡の各所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で、労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものとされている。また、雑所得は、一時所得を含めた上記の各所得のいずれにも該当しない所得をいうものとされている。

一時所得と雑所得とは、前者について50万円の特別控除と2分の1課税制度が適用されることが大きな違いである。一時所得とされるものとしては、懸賞金、生命保険契約に基づく一時金、法人からの贈与により取得する金品などがあるが、これらについては、担税力の観点から特別控除制度及び2分の1課税制度を適用することに疑問がないとはいえない。また、これらの課税方式が同一であれば、両者について所得区分を別にする実益はそれほどない。

したがって、現行の特別控除制度及び2分の1課税制度を廃止した上で、一時所得と雑所得とを「その他所得」として同一の所得区分に統合することが望ましい。

なお、いわゆる事業所得類似の雑所得については、前述のとおり「事業等所得」に含めることとし、公的年金に係る所得については「公的年金所得」として区分することが適当である。

課税方式のあり方

1 各種所得と課税方式

(1) 総合課税方式による所得

所得課税の基本的な機能を維持するためには総合所得税制によることが適当であるが、政策的な要請に応えるとともに執行面を考慮すれば、一定範囲の所得について分離課税制度の導入も容認せざるを得ないことは、前述したとおりである。

これを踏まえ、また上記の所得区分のあり方からみると、まず、「給与所得」については総合課税によることとなる。また、現行の事業所得、不動産所得及び事業に類似した雑所得を統合した「事業等所得」並びに「公的年金所得」については、必要経費の控除などの所得計算方法を整備した上で総合課税によることとすべきである。

さらに、現行の一時所得については、特別控除制度と2分の1課税制度を廃止した上で、雑所得とともに「その他所得」として総合課税によることが適当である。

(2) いわゆる「N分N乗方式」による所得

現行の「退職所得」は、長期間の勤労の結果として稼得したものであることから一定の平準化措置が必要であるが、前述のとおり退職所得控除額を見直し、2分の1課税制度を廃止した上で、勤続年数に応じた「N分N乗方式」として累進税率による分離課税方式によることとすべきである。

土地等の譲渡所得についても保有期間にわたって生じたキャピタル・ゲインに対する課税の平準化を図る必要があることから、他の所得と分離して課税すべきであるが、多額の譲渡益について低率の比例税率によることは、所得税に期待される所得の再分配機能を考慮すれば、必ずしも適当とはいえない。さしあたり退職所得に対する課税方法に準じて、保有期間に応じた「N分N乗方式」とし、総合課税と同様か又はそれよりも緩やかな累進税率を適用する方法が考慮されてもよいと考えられる。また、土地等及び株式等を除くその他の資産に係る譲渡所得についても、土地等と同様の課税方式によることが適当である。

なお、「山林所得」についても、その所得の実現に長期間を要することを考慮し、現行の5分5乗方式に代えて「N分N乗方式」とすることが望ましい。

(3) 分離課税方式による所得

利子所得、配当所得及びその他の金融資産から生じる所得については、本来は総合課税方式によることが望ましい。しかしながら、納税者及び税務当局の事務負担など執行面を勘案し、また、政策的な観点からみると適切な税率水準による分離課税方式によることが現実的である。

また、株式等の譲渡所得については、前述した金融資産に係る所得の統一的な課税によることが適当であると考えられることから、利子所得及び配当所得等と同様に分離課税方式によることが適当である。

なお、所得区分及び課税方式の見直しに際しては、源泉徴収制度との関係にも配慮が必要であり、執行上の観点からは、同制度の対象になる所得の範囲と種類が明確化されることが重要である。

2 損益通算と損失の繰越控除

すべての所得を課税対象とする総合課税制度においては、ある所得について損失が生じた場合に、その損失の金額を他の所得金額から控除する損益通算制度は、課税上の基本的な仕組みであり、損失を考慮しないとすると、担税力が失われたところに課税が及ぶ結果となる。したがって、すべての所得の間で損益通算を適用することが原則である。

この点は、損失の繰越控除についても同様である。個人所得課税に当たって暦年ごとに課税を行うのは課税技術上の要請であり、損益通算をした後の損失の金額を切り捨てることとすると、担税力の喪失を考慮しない税制となる。したがって、損失の繰越控除制度も総合課税制度における原則であり、執行上許容できる可能な限りの期間について認められるべきである。

しかしながら、課税の公平を維持するため、一定範囲の所得に係る損失については損益通算を適用しない措置が必要となる場合がある。その対象となるのは、納税者において恣意的に損失を発生させるなど、損益通算を適用することによって課税の公平が損なわれる場合である。また、総合課税方式と分離課税方式では、適用される税率水準や税率構造が異なるため、課税方式が異なる所得の間で損益通算を行うことが適当でない場合もある。

これらのうち前者に該当するのは株式等の譲渡に係る損失であるが、株式等の譲渡所得を金融資産に係る所得として統一的な課税方法による場合は、金融資産に係る所得の内部において損益通算を行うこととし、損益通算を行った後に損失の金額がある場合は、翌年以降の金融資産に係る所得の金額の計算上控除することとすべきである。

これに関して、土地等の譲渡に係る損失も株式等の譲渡損失と類似した側面を有している。しかしながら、現在の不動産市況や不動産取引の実態等からみると、土地等の譲渡損失は、納税者において任意の時期に損失を発生させることは事実上困難である。また、土地等の譲渡所得は分離課税方式とすることが適当であるが、累進税率による「N分N乗方式」による場合は、総合課税の対象となる所得との間での損益通算を適用することとしても課税上の弊害は少ないと考えられる。したがって、現行の土地等の譲渡損失に係る損益通算の規制措置は廃止すべきである。

なお、生活に通常必要でない資産から生じた損失の損益通算の不適用制度は、その損失が所得の処分とみられることから現行制度を存置することが適当であるが、不動産所得の計算上生じた損失のうち土地等の取得に係る負債利子の損益通算規制措置は、現在の経済実態からみて立法目的は失われたものであり、早急に廃止すべきである。

おわりに

所得税の種類としては、包括的な総合所得税のほか、いわゆる支出型所得税や二元的所得税などがあるが、これらのうち、支出型所得税は、間接税としての消費税との関係や税務執行上の問題が多く、実際問題として採用は困難である。また、二元的所得税は、今後の所得税制のあり方として検討の対象となり得ると考えられるが、すべての所得を勤労所得と資本所得に二分することは相当に困難であり、現時点においては勤労所得重課、資本所得軽課を是とする国民のコンセンサスは得られていない。

これらの点を勘案すると、包括的所得概念に基づく総合課税方式をベースとする所得税制を維持していくべきであり、この場合の所得区分は、所得の種類と性質に応じた適切な課税が実現できるとともに、社会経済の変革によって多様化する所得の稼得形態に即応したものでなければならないとするのが当審議会の基本的考え方である。このような観点から現行の所得区分をみると、制度創設当時の仕組みを踏襲しているにすぎず、今日の経済実態から遊離した部分が少なくないと考えられる。

これを踏まえ、本答申は、所得区分について、不動産所得と事業所得は必要経費の控除制度を見直した上で一の所得区分とすること、公的年金に係る所得は独立した所得区分とすること、一時所得は特別控除制度と2分の1課税制度を廃止して雑所得と統合すること、などを提言するものである。

また、課税方式については、金融資産に係る所得のように現実的な配慮から分離課税方式によるものもあるが、できる限り総合課税とすること、退職所得や譲渡所得のように課税の平準化が必要なものは、適正な税負担を求めるため、勤続年数や資産の保有期間に応じた「N分N乗方式」によるべきことを提言するものである。さらに、損益通算については、原則としてすべての所得の間で適用すべきであり、損失の繰越控除は、執行上可能な期間において認めるべきであることを提言するものである。

少子高齢社会の急速な進展と生産年齢人口の減少が避けられない状況下において、所得税は今後ともわが国の基幹税的な税目として位置付けられるべきである。その本来の機能を維持していくため、時代の変革に対応した所得税制の構築を望みたい。